

記 入 注 意

一 般 事 項

- (1) 調査期間が年間となっている事項については、昭和51年1月1日から12月31日までの事項について記入してください。しかし、毎月の帳簿締切日(例えば12月25日)がきまつている事業所では、昭和51年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の事項について記入しても差しつかえありません。
- (2) 調査票には、背か黒のインキ又はボールペンを用い、楷書ではつきり記入してください。カーボンペーパーやタイプライターによって記入しても結構です。
- (3) 数字は、1, 2, 3のような算用数字で記入してください。
- (4) 記入すべき金額、数量のない項目は、その合計欄に0を記入してください。
- (5) 金額の欄は「千円」の位で四捨五入して「万円」まで記入してください。

個 別 事 項

- 事業所の名称及び所在地**
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。
- 経営組織**
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人を含めてください。
- 従業者数**
(1) 「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業者をいいます。
(イ) 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。
(ロ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
(ハ) 夜夜、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(ニ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(2) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない者、事業主の家族で手伝い程度のものは含まないでください。
- 常用労働者毎月末現在数の合計**
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めないでください。
- 現金給与総額**
(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
(2) 「労働者に対する基本給、諸手当」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。
(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。
(4) 「その他の給与」とは、常用労働者以外の従業者(日雇・臨時従業者)に対するすべての現金給与及び常用労働者に対する退職金、解雇予告手当などをいいます。
- 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費**
(1) 「原材料使用額」
(イ) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料(購入した水を含む。)及び工場管理のための材料、備品、消耗品などをいいます。
(ロ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
(ハ) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市面に換算して記入してください。
(ニ) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えば、コークス製造用の石灰、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
(2) 「燃料使用額」には、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用した石灰、石油などを、製造品出荷額のもっとも多かった事業所にまとめて記入してください。
(3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。
(4) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工賃をいいます。

10 有形固定資産

- 事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む)を帳簿価格によって記入してください。
- (1) 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産(建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)」の両方を、それぞれ記入してください。
 - (2) 「取得額」
(イ) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替えを、取得の際の帳簿価格又は振替えの際の評価額で記入してください。
(ロ) 増設、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価格が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。
 - (3) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「土地を除く有形固定資産」に区分して記入してください。
 - (4) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引当金として計上された金額を記入してください。
 - (5) 「建物、構築物」
(イ) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている住宅、その他経営付属物(構外のものを含む)並びに付託設備を含めてください。
(ロ) 構築物には、ドック、橋、堤防、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
(ハ) 「建設仮勘定」を設けている事業所は、借方に加えられた金額を「増」に、この勘定からの勘定に振り替えられた金額を「減」に記入してください。

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- (1) 年末の「製造品在庫額」は「12項、製造品の出荷額、在庫額等」の「ロ、品目別製造品在庫額」の計と一致します。
- (2) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は含めないでください。
- (3) 金額は帳簿価格によって記入してください。それが難しいときは見積り市価によってください。

12 製造品の出荷額、在庫額等

- (1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めてください。
- (2) 「製造品名」「数量」「品目別製造品出荷額」などの記入にあたっては、調査票と同時に配った「商品分類表」によって記入してください。
- (3) 「品目別製造品出荷額」
(イ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡した、原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造、加工させたものも含めます。
(ロ) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額のもっとも多かった事業所の出荷額に記入してください。
(ハ) 内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた金額を工場出荷額とし、また、割引、割引されたものは、その分を差し引いた価格によってください。
- (4) 「品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないでください。
- (5) 「加工賃収入額」とは、他の企業の所有する原材料又は製品に加工して引き渡したのに対して受け取る加工賃を記入してください。
(イ) この調査において加工賃というものは、他の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工賃を受け取る場合に限り、したがって、普通に加工する場合は、この事業所の「製造品」となり、自己所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となります。これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。
(ロ) 「修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。ただし、船舶、車両の修理、航空機及び航空機用原動機のパネルホールなどは、「修理」として、自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工賃収入額」に記入してください。
- (7) 調査票に書きつけないときは補助紙を用いてください。この際、調査票には「以下別紙」と記入するとともに、補助紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助紙を用いた場合でも合計数字は調査票上12の末尾の「製造品出荷額」欄に記入してください。

14 内国消費税額

「品目別製造品出荷額」の金額に含まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の税額の合計を記入してください。

15 主要原材料名

購入又は支給された原材料名のうち、主なものを記入してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作ることがありますが、この場合は最初に購入した原材料名を記入してください。

16 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については、そのうちの1つを方法によって説明し、また、機種によって異なるか、手作業によって異なるか、要点を明確に記入してください。

17 工業用地及び工業用水

- (1) 「イ、事業所敷地面積及び建築面積」
(イ) 事業所敷地面積には、事業所で使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、寄附金、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、へい、さくなどにより、明確に区別される場合は、これらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
(ロ) 事業所の建築面積には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。
- (2) 「ロ、用地の取得」
(イ) 取得面積には、工業用地として本年中に購入契約を締結したものをすべて記入してください。
(ロ) 公有水面の埋立の免許を受けた場合は、その許可をもって購入契約とし、許可面積が取得面積となります。
(ハ) 「工業用水」とは、事業所で生産のために使用される水(従業者の飲料水、雑用水を含む)をいいます。
(ニ) 「1日当りの工業用水」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を採算日数で除したものです。
(ヘ) 「1日当り水取別工業用水」
(イ) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(ロ) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
(ハ) 「地表水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水の量を記入してください。
(ニ) 「伏流水」には、河川敷又は旧河川敷内において、集水堀きによって取水する水の量を記入してください。
(ヘ) 「非井水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
(イ) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さないで、「回収水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
(ロ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈んで池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量及び上記の回収水の施設を通過せずに循環して使用している水の量を記入してください。
- (3) 「ニ、1日当り用途別工業用水」
(イ) 「ボイラー用水」とは、ボイラー内で蒸気発生させるために使用される水をいいます。
(ロ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
(ハ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工程におけるバルブの浸漬溶解水、ビスコース製造工程における粘性ソーダの溶解用水、染色用水などがこれです。
(ニ) 「冷却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水をいいます。
(ヘ) 「温度調整用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。
(イ) 「その他」とは、上記のいずれにも属さない用水、例えば、工場内の従業員等の飲用水、雑用水をいいます。

備考

- (1) 「休業中」「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。
- (2) 借用の土地又は設備であるため、10項有形固定資産の欄に記入がない場合、及びその他すべての項目について前年と比べて著しく過大な数値、過少な数値がある場合には、その理由をこの欄に記入してください。

市区町村番号	工業調査事業所番号	工業調査区番号

(秘) 指定統計 昭和51年 工業統計調査 **工業調査票乙**
(従業者29人以下の事業所用)

※ 番	※ 業 業 分 類	◎ 基 本 調 査 区 番 号

1 事業所の名称及び所在地 電話() 局 番	
都道府県	市区郡 区町村 丁目 番 号 番地
2 本社又は本店の名称及び所在地 電話() 局 番	
都道府県	市区郡 区町村 丁目 番 号 番地
3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○をつけてください。 1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。 3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)	
4 経営組織 あてはまる番号一つに○をつけてください。 1 会社(株式会社、有限会社、合資、合名) 2 組合・その他の法人 3 個人	5 資本金額又は出資金額 (会社に限る) 昭和51年末現在払込み済みの資本の額又は出資の額を記入してください。 千円 百円 十円 億 千 万 百 万 十 万 千 円
6 従業者数(年末現在) 男 女 計	常用労働者
個人事業主及び無給家族従業者	合 計
7 現金給与総額(年間) 百円 十円 億 千 万 百 万 十 万 千 円	
8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計金額(年間) (1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなど、実際に使用した総使用額をいいます。(購入額を記入するものではありません。) (2) 委託生産費は、原材料又はこの事業所の製品を他に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃と支払うべき加工賃をいいます。 (3) 金額欄には(1)と(2)の合計金額を記入してください。 千円 百円 十円 億 千 万 百 万 十 万 千 円	
◎イ	※ロ
申告者の記名と押印	印

9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めてください。 (2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを、任入れてそのまま販売するものは含めないでください。 (3) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは製造品出荷額に含めてください。 (4) 製造品名、加工品名、番号、数量単位などの記入にあたっては、商品分類表を参照してください。 (5) 出荷額は、工場出荷額によって記入してください。			
番号	製造品名	数量単位	金額
製造品出荷額計			
ロ 加工賃収入額(年間) 他の企業の所有する原材料又は製品に加工して引き渡したのに対して受け取った加工賃と受け取るべき加工賃を記入してください。		番号	貨加工品名
加工賃収入額計			
ハ 作業工程(9項に記入した製造品の製造又は加工について)の作業工程を記入してください。			
10 (イ、ロ、ハ)の合計金額		110000	
11 内国消費税額(年間)		120000	
下記の13項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。			
13 有形固定資産		土地	有形固定資産(土地を除く)
(1) 有形固定資産(土地を除く)には建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品などを帳簿価格で記入してください。 (2) 取得額には、購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、増設、建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入してください。 (3) 除却額には、売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。 (4) 減価償却額には、減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額を記入してください。		年初現在高	取得額(年間)
備考			

2 1 金額は、一万円未満は四捨五入して、万円まで記入してください。
この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。

通 商 産 業 省